大和市告示第140号

大和市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年6月30日

大和市長 大 木 哲

大和市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市民間保育所運営費補助金交付要綱(平成19年大和市告示第35号)の一部を次のように 改正する。

題名を次のように改める。

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱

第1条中「民間保育所」を「民間保育所等」に改め、「設置する保育所」の次に「並びに同法第 24条第2項に規定する認定こども園」を加え、「児童福祉の増進」を「多様な保育サービスの確 保」に改める。

第2条中「児童福祉法第35条第4項の規定により国、都道府県及び市町村以外の者が設置する 児童福祉施設のうち、民間保育所」を「民間保育所等」に改める。

第3条を次のように改める。

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ同表対象経費の欄に定める 経費とする。

第4条中「別表第2」を「別表第1」に改める。

第7条中「事業者」の次に「(別表第1補助基準表区分の欄に掲げる特別経常費、延長保育促進 事業費及び一時預かり事業費に係る交付決定を受けた事業者を除く。)」を加え、「入所児童数」 を「運営状況」に、「保育所運営費補助金交付金概算(精算)払請求書」を「保育所等運営費補助 金交付金概算(精算)払請求書」に改める。

第8条第1項中「民間保育所」を「民間保育所等」に改め、同条第2項中「民間保育所運営費補助金交付要綱等の一部改正について(平成22年3月31日付け子家第2876号神奈川県知事通知)別添民間保育所運営費補助金交付要綱等の第4条の取扱要領」を「保育緊急対策事業費補助金交付要綱等の制定について(平成27年3月31日次育第846号神奈川県知事通知。以下「県通知」という。)別添保育緊急対策事業費補助金交付要綱第4条」に改める。

第12条中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条及び第4条関係)

補助金基準表

区分	対象経費		補助す	
				る額
特別経常費	民間保育所運営費補助金交付要綱等の一	- 経常要綱に基づき算定され		全額
	部改正について(平成27年3月31日	額		
	付け子育第867号) 別添民間保育所特			
	別経常費補助金交付要綱(以下「経常要			
	綱」という。) 第2条の表に掲げる特別			
	経常費			
低年齢児受入	県通知別添保育緊急対策事業費補助金交	県通知別		
対策緊急支援	付要綱(以下「緊急要綱」という。)第	緊急支援		
事業費	2条第1号に掲げる低年齢児受入対策緊	き算定され	れる額	
	急支援事業に要する経費			
民間保育所健	緊急要綱第2条第2号に掲げる民間保育	県通知別		
康管理体制強	所健康管理体制強化事業に要する経費	理体制強		
化事業費		づき算定さ		
要保護児童保	緊急要綱第2条第3号に掲げる要保護児	県通知別		
育所受入促進	童保育所受入促進事業に要する経費	受入促進		
事業費		き算定され		
地域型保育事	緊急要綱第2条第4号に掲げる地域型保	県通知別		
業連携対策緊	育事業連携対策緊急支援事業に要する経	携対策緊		
急支援事業費	費	に基づき算定される額		
民間保育所運	緊急要綱第2条第5号に掲げる民間保育	県通知別添民間保育所運営費		
営費緊急支援	所運営費緊急支援事業に要する経費	緊急支援事業実施要領に基づ		
事業費		き算定される額		
延長保育促進	保育対策等促進事業の実施について(平成	基本分	保育対策等促進事業費	全額
事業費	20年6月9日付け雇児第0609001	加算分	補助金交付要綱の制定	
	号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通		について(平成20年	
	知)別添6延長保育促進事業実施要綱に規		8月13日付け子家第	
	定する事業に要する経費		2293号神奈川県知	
			事通知) に基づき算出	
			される額	

		生活保護	生活保護法(昭和25	補助単
			年法律第144号)の	
		免加算	規定による保護を受け	
		yum yr	でいる者の属する世帯	
			(単給世帯を含む。以	
			下同じ。)又は中国残	た額
			留邦人等の円滑な帰国	
			の促進並びに永住帰国	
			した中国残留邦人等及	
			び特定配偶者の自立の	
			支援に関する法律(平	
			成6年法律第30号)	
			の規定による支援給付	
			を受けている者の属す	
			る世帯(以下「生活保	
			護等世帯」という。)	
			の児童が利用した延長	
			保育に係る負担額を減	
			免した場合において児	
			童1人当たり月額	
			17,500円を上限	
			として市長が定める額	
一時預かり事	神奈川県保育緊急確保事業費補助金交付	基本分	県要綱第3条の規	全額
業費	要綱(平成26年4月1日施行。以下		定により算出され	
	「県要綱」という。) 第2条第15号に		る額	
	掲げる一時預かり事業に要する経費	生活保護	生活保護等世帯の	補助単
		等世帯減	児童が利用した一	価に当
		免加算	時預かりに係る負	該児童
			担額を減免した場	数を乗
			合において、当該	じて得
			施設の負担額に応	
			じて市長が定める	た額
			額	

障がい児保育	集団保育が可能で日々通所できる障がい	特別児童扶	1人当たり月額	補助単
事業費	児の保育に要する経費	養手当等の	160,000円	価に各
		支給に関す		月初日
		る法律 (昭		に在籍
		和39年法		する障
		律第134		がい児
	1	号)に基づ		数を乗
ļ	!	く特別児童		じ、そ
	!	扶養手当の		の得た
	!	支給対象と		額に開
		なる障がい		所月数
		児		を乗じ
		障がい児	1人当たり月額	て得た
		(特別児童	130,000円	額
		扶養手当等		1
		の週に関す		1
		る法律に基		1
		づく特別		1
		童扶養手当		1
		の支給対象		
		となる障が		1
		い児を除		1
		<₀)		<u> </u>
障がい児保育	集団保育が可能で日々通所できるもの	認可定員	数に100分の7を	補助単
促進事業費	の、保育上特別な支援が必要とされる児	乗じて得る	た数(1人未満の端	価に開
	童の保育に要する経費	数は切り	り上げるものとす	所月数
		る。)から障がい児保育事業 費の対象となる児童数を差し		を乗じ
				て得た
		引いた数に	に月額87,140	額
!		円を乗じた	た額	

低年齢児保育	0歳児から2歳児までの保育環境の向上	0歳児	1 人当たり月額	補助単
支援事業費	を図るため、これらの児童の年齢に応じ		17,240円	価に各
	た保育士を加配するための雇用経費	1歳児	1 人当たり月額	月初日
			21,785円	に在籍
		2歳児	1人当たり月額	する対
			7,957円	象児童
				数を乗
				じ、そ
				の得た
				額に開
				所月数
				を乗じ
				て得た
				額
地域育児セン	専門的機能を活用して、民間保育所等に	月額26	1,420円	補助単
ター事業費	入所していない児童の保護者を対象とし			価に実
	て、育児相談等地域の子育て支援事業を			施月数
	実施するための保育士の雇用経費			を乗じ
				て得た
				額

別表第2を削り、別表第3第1号様式の項中「保育所運営費補助金交付金概算(精算)払請求書」 を「保育所等運営費補助金交付金概算(精算)払請求書」に改め、同表を別表第2とする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱(以下 「新要綱」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 新要綱第7条の規定にかかわらず、施行の日から平成27年7月31日までに新要綱第5条第 2項の規定により補助金の交付決定を受けた事業者に対し同年4月1日から7月31日までに要 した対象経費に係る補助金を交付する場合においては、新要綱第7条中「第5条第2項に規定す る通知のあった日以後毎月1日」とあるのは「毎月1日」と、「毎月5日まで」とあるのは「平 成27年8月5日まで」と読み替えるものとする。